

別紙3（第7条関係）

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和6年度第1回宮古市健康づくり推進協議会を、次のとおり開催しました。

令和6年6月10日

宮古市健康づくり推進協議会

- 1 開催日時
令和6年5月16日（木）
- 2 開催場所
書面による開催
- 3 議題
(1) 第3次宮古市健康増進計画の策定方針について
- 4 会議の概要
議題について書面による協議を行い、審議のうえ承認された。
- 5 問い合わせ先
宮古市保健福祉部健康課
電話 0193-64-0111（宮古保健センター内）

令和6年度第1回宮古市健康づくり推進協議会 (書面開催)

次 第

協議事項

- ・第3次宮古市健康増進計画の策定方針について（資料1）

(参考資料)第2次宮古市健康増進計画中間評価報告書

(平成31年3月作成)

宮古市健康づくり推進協議会委員名簿

任期 令和5年2月 1 日から

令和6年9月30日まで

	氏 名	所属団体等	備 考
1	会長 林 節	宮古医師会	
2	副会長 道 又 俊	宮古歯科医師会	
3	委員 鈴 木 昌 代	宮古薬剤師会	
4	委員 杉 江 琢 美	岩手県宮古保健所	
5	委員 川 村 英 伸	岩手県立宮古病院	
6	委員 福 徳 潤	宮古市校長会	R6.5.2～
7	委員 佐 藤 恭 子	宮古商工会議所	
8	委員 畠 山 り か	宮古市社会福祉協議会	
9	委員 小野寺 靖	陸中宮古青年会議所	
10	委員 上 居 勝 弘	宮古市国民健康保険運営協議会	
11	委員 橋 本 正 吉	宮古市公衆衛生組合連合会	
12	委員 安 田 かおり	田老地域自治区	
13	委員 上 村 篤 子	新里地域自治区	
14	委員 引屋敷 千 春	川井地域自治区	
15	委員 佐々木 幸 子	宮古市食生活改善推進員協議会	
16	委員 小野寺 牧 子	岩手県栄養士会沿岸地区会	
17	委員 町 畑 まゆみ	宮古市学校保健会養護教諭部会	

協議事項

・第3次宮古市健康増進計画(第3次いきいき健康宮古21プラン)の策定方針について

1 策定の目的

市の健康増進事業を計画的に推進するため、国が健康増進計画に掲げる「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指し、新しい健康増進計画「第3次宮古市健康増進計画(第3次いきいき健康宮古21プラン)」を策定します。

・第2次宮古市健康増進計画(平成26年度～平成36年度(令和6年度))

当初、第2次宮古市健康増進計画を策定した際には、計画期間を平成35年度(令和5年度)までとしておりましたが、国の健康増進計画「健康日本21(第二次)」及び岩手県の「健康いわて21プラン」が1年延長されたことに合わせ、計画期間を1年延長しております。

2 計画の期間

令和7年度から令和18年度までの12年間とし、令和12年度に中間評価を実施します。

国の健康増進計画：健康日本21(第三次) 令和6年度から令和17年度までの12年間

3 計画の位置づけ

本計画は、宮古市総合計画の分野別施策に基づき、将来にわたって市民の健康増進、健康寿命の延伸を推進していくため、市の健康増進事業に関する施策を策定していくものです。

また、国が策定した健康増進計画「健康日本21(第三次)」及び県が策定した「健康いわて21プラン(第3次)」における指標をもとに、現計画における現状を踏まえて策定していくものです。

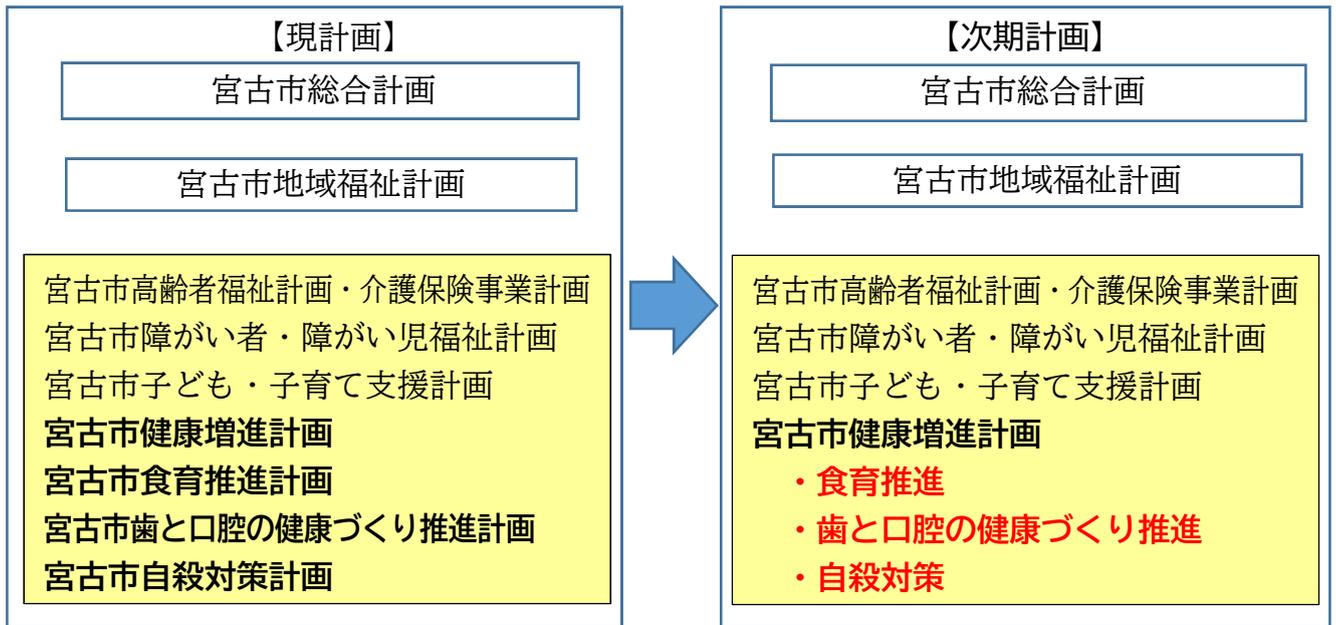
4 計画策定の基本方針

(1) 現計画の基本方針である「親と子の健康づくり」「生活習慣病予防対策」「市民主体の健康づくり」「市民の健康を支え、守るための環境づくり」の取組みを検証し、策定します。

(2) 現計画では個別の計画となっている、「宮古市健康増進計画」「宮古市食育推進計画」「宮古市歯と口腔の健康づくり推進計画」、「宮古市自殺対策計画」を1つの計画にまとめます。このことにより、各計画の推進に係る合理的な実施体制を構築します。

(参考) 県内で健康増進計画と他の計画をまとめて作成している自治体

- ・健康増進計画、食育計画、自殺対策計画…北上市、釜石市、
- ・健康増進計画、食育計画 …花巻市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、八幡平市
- ・健康増進計画、自殺対策計画 …滝沢市



5 計画の構成

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の概要
- (3) 市の現状と課題
- (4) 健康増進の目標と取り組み（健康増進計画）
- (5) 食育推進の目標と取り組み（食育推進計画）
- (6) 歯と口腔の健康づくりの目標と取り組み（歯と口腔の健康づくり推進計画）
- (7) 自殺対策の目標と取り組み（自殺対策計画）
- (8) 計画の推進体制

6 計画策定体制

- (1) 計画の基本的事項及び施策の検討・調整は、施策を所管する部署等と連携し協議します。
- (2) 計画案は、「宮古市健康づくり推進協議会」及び「宮古市経営会議」で審議します。
「宮古市健康づくり推進協議会」には、令和6年11月頃に素案を、令和7年2月頃に最終案を審議いただく予定です（集合開催）。

7 今後のスケジュール

令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内		現計画の検証					基本計画の検討・策定			経営会議 素案	経営会議 案	計画 決定
市民			健康づくり 推進協議会① (書面開催)					健康づくり 推進協議会② (集合開催)			健康づくり 推進協議会③ (集合開催)	
市議会			策定方針 説明						パブリック コメント			公表
												案説明

宮古市健康づくり推進協議会要綱

平成 17 年 6 月 6 日告示第 73 号
改正 平成 21 年 12 月 21 日告示第 184 号

(設置)

第 1 市民の健康づくり対策を推進するため、宮古市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりに関する保健計画（以下「保健計画」という。）の推進について必要な関係機関及び団体等の相互の連絡調整に関すること。
- (2) 保健計画の実施に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康づくり対策に関すること。

(組織)

第 3 協議会は、委員 22 人以内をもって組織し、委員は、市長が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 協議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第 6 協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、健康課長をもって充て、幹事は、委員の属する団体の職員のうちから若干人を市長が任命する。
- 4 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 5 幹事会は、協議会の協議事項について予備的に調査検討し、及び協議会が幹事会に委ねた事項その他必要な事項を協議する。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、保健福祉部健康課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以降平成22年3月31日までの間にこの告示による改正後の宮古市健康づくり推進協議会要綱第3第1項の規定により任命する委員の任期は、第3第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。